平成２２年（フ）第３８６号
京都府八幡市橋本狩尾１番地の278
債務者　佐藤マサ子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９６号
大阪府八尾市緑ヶ丘１丁目85番地の１
フォーチュン緑ヶ丘303号
債務者　山下千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９８号
大阪市北区中崎西２丁目５番18号　クリエテ梅田501号室
債務者　西　　潤子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０３号
大阪府枚方市中宮西之町25番７号
債務者　竹内　咲惠
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０５号
大阪市中央区本町橋８番３―905号
債務者　小島　久恭
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９号
大阪府東大阪市衣摺３丁目９番31号
債務者　片桐　規子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１４号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目12番35号
債務者　田村　仁美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６号
大阪府八尾市若草町１番２―201号
債務者　三谷　狂児
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目７番35―506号、前住所兵庫県加古川市東神吉町神吉651番地の210
債務者　石崎　貴博
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４３５号
徳島市春日１丁目３番36―105号
債務者　榎本　恵美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９１号
徳島県名西郡石井町石井字重松627番地９
債務者　板羽　哲生
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９２号
徳島県名西郡石井町石井字重松627番地９
債務者　板羽　正子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０４号
徳島県阿波市市場町山野上字末広１番地５
債務者　小松　高男
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２２号
徳島市北田宮２丁目１番23―403号
債務者　久保　清美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２９号
阿波市阿波町南五味知93番地15
債務者　吉岡　一美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３１号
徳島市国府町竜王６番地　竜王団地県営住宅２―224、住民票上の住所徳島市津田浜之町６番１―124号
債務者　麻植　幹生
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３２号
徳島市国府町竜王６番地　竜王団地県営住宅２―224
債務者　麻植真理子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４５号
徳島県阿波市吉野町西条字原田93番地１　地免団地17号
債務者　林　　秀樹
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
徳島地方裁判所民事部